舞鶴市入札監視委員会(平成25年度第2回) 議事概要

開催日時及び場	,所	平成26年1月30日(木) 午後1時30分~4時30分 舞鶴市役所 4階 議員協議会室	
出席委員氏	名	たまだかずや 玉 田 和 也 (舞鶴工業高等 かみこあきお	員長 専門学校建設システム工学科教授) う館理事・立命館アジア太平洋大学
議 事 概	要	 1 開会あいさつ (馬場副市長) 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況について平成25年度上半期の入札状況等について事務局より報告 (2) 平成25年度上半期の建設工事 (抽出工事) に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 4 その他 ・水道施設工事と公設浄化槽工事の入札状況の変化について詳細報告 ・次回の抽出委員に髙橋委員長を選出した。 ・次回の開催は平成26年7月を予定する。 5 閉会あいさつ (企画管理部長) 	
審議対象期	間	平成25年4月1日~ 平成25年9月30日	
抽出案	件	総件数 5件	(備考)
一 般 競 争 入 指 名 競 争 入		2件	入札対象件数 152件
委員からの意見・質問	問と	意見・質問	回 答 等
それに対する回答等		別紙のとおり	別紙のとおり
議事(1)関係		後会均等を図りながら指名業者の固定 と把握した上で判断し、効果的な発注	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
最低制限価格率と応札率の分布がほぼ一致 していることについて、どう解釈しているの か。	特に土木工事がその傾向にあります。 参加者の積算精度の高さもありますが、土木 工事は、公共発注の割合が大きく、特に競争が 激しくなっていると考えられます。
最低制限価格を下回る失格の割合が分かる 資料はあるのか。 把握しているか。	今年度では、工事発注全体では全応札者のうち19%(昨年度21%)が失格となっています。 土木工事では27%(昨年度32%)となっています。 昨年度に比べて失格者は少ない状況です。

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

① 公共下水道管布設(西第21)工事

立 五八十八起目 中版(日 N 2 1 / 上 9	I toke toke
意見・質問	回答等
この案件は、設計変更による追加工事が発	変更後の数量を求め、数量に標準単価を掛け
生し、変更額が大きい。	ます。
まずは、変更契約をする時の手順を教えて	最後に落札率を掛けあわせて、変更額を求め
欲しい。	ます。
追加工事の難易度も考えると、そのまま落	追加工事も、元工事と同じ開削工事であるの
札率を掛けわせる方法で問題ないのか。	で、同工種の増加の対応としました。
1 1 2 12 17 42 C 873 12 C 141/2 8 C 42 10 0	CV PAIL EVERAGE VALVE COS OTCO
変更の規模も大きい。	本工事に繋がる次期管布設箇所において、急
変更契約ではなく、別工事として発注する	遽、道路工事が実施されることとなり、施工中
ことは検討しなかったのか。	の数年間、管敷設工事が出来ないことが判明し
	たことと、早期の下水道供用について要請があ
	ることを勘案し、同一業者による速やかな施工
	を図ったものです。
	下水道工事の性質上、管の高さを調整しなが
発注して同時進行とすることはできなかった	ら、下流側から順次進めていく必要があるた
のか。	め、上流部分の工事を同時進行で行なうことは
	適切ではありません。
	週90 (1480) りよ と70。
技術的に必要な面は理解できるが、変更に	道路の管理者である京都府から工事予定の
関しては適切な理由がないと際限がなくなっ	連絡を受けた際、まずは別工事としての入札を
てしまうので、明確な理由が必要である。	検討しましたが、それではやはり時期的に間に
	合わないという判断をしたものです。
本件の入札は13者を指名しているが、こ	今年度の土木一式のA等級に37者が該当
れはどういう基準で選んだのか。	しますので、年間を通して発注の機会均等を考し
また、何点で区切ったのか。	慮し、点数上位の者から約3分の1の業者を指
2 1C/ 1.1W/ C 57-24 2 1C 42 14 2	名したものです。
	本件では、919点が境目になっています。
	一个けては、313点が見口になつしいまり。

点数上位の業者の顔触れは、数年間ほとんど変わっていないように思える。

その中で点数順に指名すると、競争相手はいつも同じということになり、競争が制限される恐れがある。

13者に絞らなくても良いのではないか。

競争の固定化を防ぐことも大切であり、業 者の育成の観点からも、点数にこだわらず同 一等級の中で組み替えながら指名しても良い のではないか。 業者の点数は、毎年度、経営事項審査による 客観点と工事成績等を含めた主観点を合計し て算定しますので、上位の業者はそれほど変わ りません。

指名競争入札と一般競争入札を併せて機会均等を図っています。

今年度はこれまで以上に指名競争入札から 一般競争入札へ移行していく方針で発注して います。

土木一式のA等級では、60%を超える割合で一般競争入札を実施しているところであり、今後さらに一般競争入札の比率を高めていきたいと考えています。

② 新舞鶴小学校南校舎(第2丁区)大規模改造工事

② 新舞鶴小学校南校舎(第2工区)大規模改造工事			
意見・質問	回答等		
工区を2つに分割し発注しているが、第1 工区はどの業者が落札したのか。	第1工区と第2工区は同じ日に入札を執行 し、株式会社坂根工務店が落札しています。		
第1工区の落札者は87.9%で落札しているが、第2工区については90%ちょうどで応札している。 第1工区のみ落札することを意図したように見えるが、どのように考えられるか。	第1工区、第2工区どちらの入札においても 最低制限価格を下回る失格が出ている状況で す。 第2工区は第1工区よりも工期が長く、技術 者の配置も長引くので、敬遠された結果ではな いかと推察されます。		
分割発注と一括発注はどのくらい経費の差があるのか。 分割にすると経費は割高になると思うが、 本件を分割発注とした理由は何か。	本件の場合では、建築工事、電気工事、機械 設備工事を一括で発注すると、設計額で1.8% 安くなると試算しております。 また、建築工事だけを一括発注した場合には 1.6%が安くなります。 本市では、従来から市内業者の育成と受注機 会の確保に努めているところであり、本件についても分割発注が適当と判断したものです。		
分割に関しては、技術的内容と規模的内容 の両面があり、本件の場合は規模的内容の議 論と考えられるが、どのように考えているか。 経済性の確保と業者育成の両面の矛盾も感 じるところである。	明確な基準は難しいところです。 一定のロットで発注することで、業者育成及 び受注機会の確保につながると考えています。		
今回、過去の案件も含めて一括発注と分割 発注の設計価格差が明示された。 今後は、事前に価格差を認識した上で、それが業者の育成に係る経費として妥当な範囲であると判断されることが必要と考える。 また、分割発注しても指名業者が同じ場合は、同一業者が落札し、意味がなくなってしまう可能性もある。工夫があっても良い。			

③ 西浄化センター電気設備工事(その6)

意見・質問	回答等
機能増設の電気工事であるということだが、中央制御システムが東芝製であるから、今回の応札者が東芝系だけになってしまったのではないか。 平成23年の西浄化センターの電気設備工事の入札では、もう1者が応札しているが、今回はなぜ参加しなかったのか。 どのように考えているのか。	下水処理施設については、流入量の増加に合わせて機能増設をしていくものですが、やはり中央制御システムとの関連が大きいことは否めません。 技術的には、信号の変換装置を付ければ他社でも可能ですが、今回は東芝系しか応札がありませんでした。
予定価格を事前公表した上で1者応札となる状況を勘案すると、随意契約に切り替えても良かったのではないか。	今回は一般競争入札で行い、事務手続きの全 てを電子入札で執行していますので、参加者は 応札者が自分以外の参加者を知らない状況に あります。 よって競争性が確保されていると判断し、入 札を実施したものです。
このような場合は指名競争入札の方が、参加してくれるのではないか。	以前に指名競争入札を行なった例もありますが、辞退が続出してしまいました。 一般競争入札にして、誰が参加するか分からない状況の方が、結果として少数の参加となっても、競争性が高まると考えたものです。

④ 公設浄化槽設置(その5)工事

意見・質問	回答等
辞退が多いように思う。	公設浄化槽工事は他の工事と比べ金額規模 が小さいのですが、少人数の業者や土木工事を 受注の中心とする業者は辞退の傾向が高い状 況です。
発注方法や、ランクの設定などを工夫して も良い。	

⑤ 舞鶴市環境衛生プラント建設工事 意見・質問 回答等 工事内容に応じた適切な発注方法を取って 技術評価部会を内部で組織します。 技術資料は部会外である管財契約課で受け いると思う。 落札者の決定に関して評価が入る分だけ、 付けた後、会社名などを記号化し、匿名性を確 透明性を高めておかなくてはならない。 保した状態で部会に提出します。 技術評価と、低入札価格調査の契約委員会 ヒアリングの際も、業者名は名乗らないよう は誰がどのように行なっているのか。 にして行なっています。 低入札価格調査の契約委員会については、工 事所管の部長を部会長として組織し、所管課と 管財契約課が事務局をしているところです。 また、評価基準の策定にあたっては、地方自 治法の規定により外部の有識者 2 名に意見を 聴いております。 他の公共団体で、発注時に求めた性能が発 入札公告文書におきまして、性能に関する内 揮できないとして、費用の返還訴訟が起きて 容等を規定しています。 併せて、設計が出来上がった段階で、発注者 いると聞く。 今回の発注は、性能や運転費用なども評価 として審査を行ないます。 項目に入っているので、これらが発揮できな その担保については、入札公告に性能が発揮 かった時の対応はどのように考えているの できない場合の再度施工や契約金額の減額、損 か。 害賠償についても言及していますし、竣工検査 の他にも2年間の性能確認期間を設定してい るところです。 15億円の予定価格に対して、落札額が1 特殊な施設に係る工事積算については、メー 0億円というのは喜ばしい話だが、そもそも カーによる見積を参考にしますが、その時点で 予定価格が高すぎたのではないか。 はメーカー希望小売価格のような見積額に なっているように思われます。 ただ、入札の時点では競争が働き、実際の販 売価格として応札されることから、このような 価格のかい離が生じていると思われます。 本件のような、見積によらないで予定価格を 設定するのが難しい案件特有の結果と考えま

「4 その他」関係

意見・質問	回答等
入札状況の変化は辞退の増加などにも表れ ているところであるが、舞鶴市からの通知が	
適切に受け止められた結果と考えられる。	

す。